

厚生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 26 年 5 月 29 日
(2014 年)

厚生常任委員会

委員長 木村 嘉三郎

本委員会では、平成 25 年 8 月 26 日開催の委員会において、以下 2 件を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をしてまいりましたので、御報告申し上げます。

1 子ども・子育て支援新制度について

平成 25 年 7 月 22 日、平成 25 年 8 月 26 日、平成 25 年 10 月 30 日、平成 25 年 11 月 27 日、平成 25 年 12 月 16 日、平成 26 年 1 月 15 日、平成 26 年 2 月 19 日、平成 26 年 3 月 11 日、平成 26 年 4 月 21 日、平成 26 年 5 月 21 日及び平成 26 年 5 月 28 日に管内視察を含む委員会を開催し、子ども・子育て支援新制度について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。また、管外視察として、平成 25 年 11 月 13 日に名古屋市を訪れ、「家庭保育室制度」、「保育案内人」について調査を行いました。

「子ども・子育て支援新制度」については、「保育ルーム・認可外保育所の質の向上について」、「幼保連携型認定こども園の認可基準について」の 2 つのテーマについて市担当者出席を求めて研究を行いました。

「保育ルーム・認可外保育所の質の向上について」は平成 27 年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」において、保育ルームは地域型保育の「家庭的保育事業」に、

認可外保育所は地域型保育の「小規模保育事業」への移行ができるように指導・整備を進めていくことが必要です。

また、保育ルームについては多くの委員から、保育の質の向上のために保育士への巡回指導・相談窓口・研修の充実を図るべきとの意見が出されました。他には自園給食の実施や0～1歳児と2歳児の部屋の区分け、職員数の拡充、連携保育所との連携強化、外遊びができるスペースの確保 などについての意見が出されています。

認可外保育所については運営費補助の実施、保育士に対する巡回指導だけではなく、研修の充実によるスキルアップの推進、保育士不足の問題解決への取組みの推進 などについての意見が出されました。

「幼保連携型認定こども園の認可基準について」は、市が条例で示すべき項目について検討を行いました。条例に盛り込むべき事項として保育・教育の質の確保という観点から、共通利用時間での1学級の園児数、職員配置基準、園舎・園庭の面積基準、自園調理、開園日数・開園時間の弾力運用、在宅子育て家庭への支援充実、園長の資格、移行特例への対応 などについて多くの意見が出されています。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙の通りです。

2 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進について

平成25年8月26日、平成25年10月30日、平成25年11月27日、平成25年12月16日、平成26年1月15日、平成26年2月19日、平成26年3月11日及び平成26年4月21日に委員会を開催し、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。また、管外視察として、平成25年11月14日に愛知県岡崎市を訪れ、同市のエコポイント制度について調査を行いました。

研究テーマとしては「再生可能エネルギー・省エネルギーの推進のための市民・事業者の参画と意識向上の取組み導入について」、市担当者の出席を求めて研究を行いました。

「再生可能エネルギーの推進」の取組みについては、ほとんどの委員から「太陽光発電」の設置推進に積極的に取り組むべきとの意見が出されています。具体的には住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充、公共施設の民間事業者への屋根貸しによる太陽光発電設備の整備推進、市民共同発電所などの市民活動への支援、住民参加型太陽光発電事業の推進 などについての意見が多く出されています。

「省エネルギーの推進」の取組みについては、多くの市民は省エネルギー活動の必要性については十分認識していますが、自分たちの活動がどのように評価されているのか、すなわち自分の活動の「見える化」がない限り、活動を始めることも続けることも難しいと思います。そのために「見える化」が体験できる取組みの推進が大切であり、この点についての意見が多く出されました。具体的には岡崎市のようなエコポイント制度の導入、省エネナビやエコメーターなどの省エネルギーグッズの貸出、省エネ診断・相談窓口の設置、エココンテストの実施、節電目安表の配布 などについての意見が出されました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙の通りです。

以 上

子ども・子育て支援新制度について

保育ルーム・認可外保育所の質の向上について

保育ルーム・認可外保育所の質の向上について

（木村委員長）

保育ルームは待機児童が多い場所に短期間で設置できるという利点があることから、当分の間は整備の必要はあるが、子ども・子育て支援新制度の「小規模保育事業」への移行を念頭においた整備が必要である。

西宮市が主に整備している「個人実施型(定員5人)」では保育士一名(補助員一人)のために、保育士の家庭の事情、病気、緊急時の対応にが難しく、問題がある。今後は複数の保育士が保育にあたる「保育所実施型」「グループ実施型」の家庭保育室に移行すべきである。

また、保育の質の向上については、環境・人的両面からの取組みが必要である。「環境面」では、「西宮市保育ルームの運営・助成要綱」に示された施設基準の引き上げや設置経費、賃貸料、施設改修費の補助に関する基準を明確にし、支援すべきである。さらに事故防止のために0~1歳児と2歳児の部屋の区分け、給食については自園調理を基本とすべきである。

「人的面」では、認可外保育施設において乳幼児の死亡事故が多いことを考慮して、保育ルームにおいても保育者(補助員を含む)はすべて保育士資格者とし、職員数については0~2歳児は3:1を基本にすべきである。さらに保育者に対する巡回指導だけでなく、研修の充実による保育士のスキルアップにも取り組むべきである。

認可外保育所については、子ども・子育て支援新制度の地域型保育(「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業内保育事業」「居宅訪問型保育事業」「地方裁量型認定こども園」)への意向を促すべきである。また、当面は「認可外保育施設指導監督基準」の基準を満たし、自園調理を実施している認可外保育所に運営費補助を行うこと、また、保育者に対する巡回指導だけでなく、研修の充実による保育士のスキルアップにも取り組むべきである。

（竹尾副委員長）

西宮市の保育ルーム(家庭的保育事業)の現状は、運営者は個人の保育士、定員5名まで保育者1名・保育資格が必要、職員配置は常時2名以上(有資格者1名以上)対象児童0歳~3歳未満、連携保育所は近隣の公立保育所、給食・延長保育は任意、保育時間7:30~18:00、休園日は、土曜、日曜、祝日及び年末年始、保育室の面積は、16.5㎡以上、となっています。

7月に管内視察に行かせて頂いた保育ルーム4箇所も環境的要因においてそれぞれ差がありました。

これは地域など場所、また前に使用されていた建物を利用していたり、新たに建設されたものもありこのような差が生じています。

管外視察で伺った名古屋市では、3歳未満の児童は保育資格を持つ家庭的保

育者が少人数で保育する家庭保育室を実施されていきました。個人実施型家庭保育室(3人型)指定を受けた保育者の自宅で3歳未満を3人まで保育します。保育時間、原則、午前7時30分から午後6時30分までの間で、おおむね8時間です。

個人型施設家庭保育室(5人型)指定を受けた保育者が賃貸マンションなどで3歳未満児を5人まで保育します。保育時間は、原則、午前7時30分から午後6時30分までの11時間です。

保育所実施型家庭保育室 民間保育所の保育士が保育所近隣のアパート等において、3歳未満児を10人まで保育します。保育時間は、原則、午前7時30分から午後6時30分までの11時間です。

グループ実施型家庭保育室 指定を受けた法人等が雇用する複数の保育者が、賃貸マンションなどで3歳未満を10人または15人まで保育します。保育時間は、原則、午前7時30分から午後6時30分までの11時間です。など、場所や人員をはっきりとされ4つの型で行なわれていました。

西宮市も26年度より、グループ型小規模保育事業が行われていきますが、それまでの保育ルーム(家庭的保育事業)・認可外保育所の質の向上は、具体的に世田谷区が進められている。巡回指導相談や研修があります。

*巡回指導相談・・・保育士・看護師・栄養士等とのペアにより、各施設を不定期に訪問します。衛生面・保育の状況を確認し、安全で子どものより良い発育を目指した保育指導・相談を行います。

*個別指導訪問・・・巡回相談により、改善指導があった場合に、その後の改善状況を確認します。

また、相談事項がある場合、担当者が随時訪問しています。

*保育課研修会(年5回)

内容は、1回目、「保健衛生管理者講習会」2回目、「メンタルヘルス研修」3回目、「虐待の早期発見・対応について」4回目、「食品衛生講習会」5回目、「個人情報保護研修会」と23年度は5回行われました。

西宮市もこのように、しっかりとした巡回・相談・研修が必要と思います。

(かみたに委員)

保育ルームは待機児童が多い場所に短期間で設置できるという利点があることから、当分の間は整備の必要はあるが、子ども・子育て支援新制度の「小規模保育事業」への移行を念頭においた整備が必要である。

西宮市が主に整備している「個人実施型(定員5人)」では保育士一名(補助員一人)のために、保育士の家庭の事情、病気、緊急時の対応にが難しく、問題がある。今後は複数の保育士が保育にあたる「保育所実施型」「グループ実施型」

の家庭保育室に移行すべきである。

また、保育の質の向上については、環境・人的両面からの取組みが必要である。「環境面」では、「西宮市保育ルームの運営・助成要綱」に示された施設基準の引き上げや設置経費、賃貸料、施設改修費の補助に関する基準を明確にし、支援すべきである。さらに事故防止のために0～1歳児と2歳児の部屋の区分け、給食については自園調理を基本とすべきである。

「人的面」では、認可外保育施設において乳幼児の死亡事故が多いことを考慮して、保育ルームにおいても保育者(補助員を含む)はすべて保育士資格者とし、職員数については0～2歳児は3:1を基本にすべきである。さらに保育者に対する巡回指導だけではなく、研修の充実による保育士のスキルアップにも取り組むべきである。

認可外保育所については、子ども・子育て支援新制度の地域型保育(「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業内保育事業」「居宅訪問型保育事業」「地方裁量型認定こども園」)への意向を促すべきである。また、当面は「認可外保育施設指導監督基準」の基準を満たし、自園調理を実施している認可外保育所に運営費補助を行うこと、また、保育者に対する巡回指導だけではなく、研修の充実による保育士のスキルアップにも取り組むべきである。

(河崎委員)

待機児童を解消するため、認可保育所及び認定こども園の充実を急ぐべきだ。保育ルームは、それまでの待機児童解消の受け皿だと思う。

認可外保育所は認可保育所等ではカバーできない保育ニーズに応えている部分もある。

しかし、保育の質を上げる努力をする認可外保育所には、インセンティブ的な補助金等を考慮してもよいのではないか。

(岸委員)

認可外保育所の質の向上を目指す上で、6名以上の認可外保育所の届け出義務をもっと厳しくしなければならないのではないのでしょうか。5名以下の認可外保育所に関しても届け出するようにしては如何でしょうか。その上で研修制度を実施することによる保育士の質の向上を目指す必要があると思います。ただし、保育士が一人で行っている保育ルームに関しては研修に参加した場合には代役を市から派遣するなどの手立ては必要です。

(坂上委員)

保育の質を上げる事は、今、国としても大きな問題として挙げている。

従って、私の様に直接保育現場に携わっていない者が、視察を数時間行なっ

ただけの謂わば「一夜漬け」の前知識で、その質の向上に向けての対策云々について提案出きる程のものを持ち合わせていないが為、保育ルーム・認可外保育所に限らず、保育についての今後の課題等について、その現場に携わっている方々に意見を聞かせて頂いた。

1. その全ての方から同様に発せられたのが、「保育士の育成」である。
どの分野でもそうであるが、この「育成」、保育士の資質の向上に対してのサポート事業を行う事が、今後市として取り組むべき第1の施策である。
その手段として、研修・研究の機会をより多く提供する事である。
その中で、例えば他の園のやり方や保育の内容も知る事ができ、色々な情報を得る事によって、自身の評価にもつながり、そしてしっかり狙いをもって保育について考える事ができれば、自ずと反省は出、目標も生まれるものである。
2. 本市は、待機児童対策は全国的に見ても進んでいる。というのが現場の方の感想であり、他の自治体も「保育の場の提供」は、保育ルーム・認可外保育所を増やすなどの対策は講じているが、そのような中、「保育士の不足」が喫緊の問題として挙げられており、シンポジウムも開催されている。
「保育士の資格を持ちながら今働いていない人(全国に40万人)に、保育士として働いて頂こう。」という呼びかけである。その為の補助金等何らかの措置を全国の自治体へお願いをしたい。というものである。
本市の現状を調査し、対応すべき課題である。

(野口委員)

「認可保育所で安心できる保育を」というのが市民、父母の願いである。緊急的待機児童対策として整備されている保育ルーム等については、その環境、人的基準をできるだけ認可保育所に近づけることで質の向上を図るべきである。そのためには国、県、市からの基準引き上げに見合った補助制度をつくる必要がある。

以下、いくつか具体的にあげる。

- 保育ルームでは任意である給食を実施できるよう補助制度をつくること。
- 現在実施されている市主催研修に参加するためには臨時の保育士確保が必要である。そのための制度を確立すること。
- 連携保育所との実のある連携を体系化すること。

(長谷川委員)

保育ルーム

- ・園庭の設置がないため、外遊びのための工夫が必要。既存のルームにつ

いては、そのための支援を検討し、今後においては開設時の審査内容に「外遊びの工夫」といった項目を盛り込むことも検討してはどうか。

- ・ 質の低下抑制・向上を図るための「保育ルーム連絡会議」(仮)等、巡回指導を組織化し、各保育ルームの改善に徹底する取り組みを行う。

保育支援者の研修、その間の補充要員の配置、保育ルーム間の情報共有、互いに刺激しあえるような交流の場をセッティングする、など。

- ・ 保育ルームのグループ化。相互乗り入れなどで、小規模保育経営に移行できる筋道、段階を検討してはどうか。

認可外保育所

良質な保育を提供している事業所を「認可」するための支援を積極的に行う。事業所が特色としている子どものための保育方針を変えることなく、「認可」基準に達しない個所をどうするか、など。

(町田委員)

- ・ 健康管理(職員、入所者)や安全を確保するための施設の改修について一定の補助を行うこと

(施設の指導監督・立ち入り調査で「改善が必要」と指摘した項目を重点的に)

(やの委員)

保育ルーム・認可外保育所は、どうしても場所の悪い、狭いイメージがありますが、新しい所はそうでもなくユニークな所にあったように思います。

できるだけ良環境の自然に恵まれた開放的な保育室を工夫して作っていくべきです。環境の良い所に良い人材も集まりますので。

人材の育成と良環境の確保の2点だと思います。

人材の育成のためには、西宮市がコーディネーターとなって認可外保育所の連絡会議・全体会議等を定期的を実施して、現場の意見、現状等の聞き取りを行う。

必要であれば、保育士の資格あるなしにかかわらず、研修を行い質の向上を図る。

認可外保育所の質の向上が間違いなく西宮市の保育の質の向上につながりません。

良環境の確保のためには、市がそれに必要な助成を行う。

子ども・子育て支援新制度について

幼保連携型認定こども園の認可基準について

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>【共通利用時間】</p> <p>3歳児 25人以下 4・5歳児 35人以下</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>【職員配置基準】</p> <p>1・2歳児 5:1</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室:1人につき1.65㎡、ほふく室:1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室:1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳:乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上:保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上:保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。 特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>【園舎の階数】</p> <p>新設園の設置の場合は2階以下とする。3階以上の特例を認めない</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室は1階に設置。園舎の耐火建築物、待避設備設置等による、特例を認めない</p> <p><u>避難等の安全性の確保</u></p> <p>【園舎の面積】</p> <p>乳児室:1人につき3.3㎡</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・ 幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	<p>【園庭の面積】 自園の敷地内で基準に基づいた面積を確保 屋上・代替地の面積の参入は一切認めない</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	<p>【調理】 自園調理、調理室の設置は必須条件</p> <p><u>食育の推進・衛生面の質の確保</u></p>
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<p>【子育て支援事業】 在宅子育て家庭への支援の充実</p> <p><u>子育て支援の強化</u></p>
その他		<p>移行特例により設置された幼保連携型認定こども園については、移行緩和期間を終了した後の市の対応について、明確に示すべきである</p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。（年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。）</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>国基準に従う。</p>
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。（ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2歳児 5：1 ・ 3歳児について、1学級20人以上となった場合、各学級ごとに専任の教諭を1人加算。 ・ 4・5歳児について1学級30人以上となった場合、園から要請があれば、各学級ごとに臨時的に補助教諭をつけることを可能とする。 <p><u>質の高い幼児教育・保育提供の為</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・ 幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・ 保育所基準 乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上：保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎を2階以上とする場合転落防止の安全対策を厳重にする。 ・ 乳児室及びほふく室は、西宮市保育所基準を満たすこと。 ・ 保育室・遊戯室は、兵庫県幼稚園基準を満たすこと。 <p><u>危険防止・安全確保の為</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・ 幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	<p>国基準に従う。</p>
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として自園調理とする。 ・ 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可とする。 <p><u>質の高い保育・衛生面管理の為</u></p>
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開園日数・開園時間は地域の実情に応じて弾力的に行う。 ・ 一日の教育時間の確保について、夜間保育などの状況に配慮し、弾力的に行う。 <p><u>保護者の就労支援・子育て支援充実の為</u></p>
その他	<p>運営状況評価について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての子どもに質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供を行うため、関係者評価、第三者評価をいずれも実施していく。

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>【共通利用時間】</p> <p>3歳児 25人以下 4・5歳児 35人以下</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>【職員配置基準】</p> <p>1・2歳児 5:1</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室:1人につき1.65㎡、ほふく室:1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室:1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳:乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上:保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上:保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>【園舎の階数】</p> <p>新設園の設置の場合は2階以下とする。3階以上の特例を認めない</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室は1階に設置。園舎の耐火建築物、待避設備設置等による、特例を認めない</p> <p><u>避難等の安全性の確保</u></p> <p>【園舎の面積】</p> <p>乳児室:1人につき3.3㎡</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3㎡) ・ 幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	<p>【園庭の面積】</p> <p>自園の敷地内で基準に基づいた面積を確保 屋上・代替地の面積の参入は一切認めない</p> <p><u>保育・教育の質の確保</u></p>
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	<p>【調理】</p> <p>自園調理、調理室の設置は必須条件</p> <p><u>食育の推進・衛生面の質の確保</u></p>
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<p>【子育て支援事業】</p> <p>在宅子育て家庭への支援の充実</p> <p><u>子育て支援の強化</u></p>
その他		<p>移行特例により設置された幼保連携型認定こども園については、移行緩和期間を終了した後の市の対応について、明確に示すべきである</p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3 : 1</p> <p>1・2歳児 6 : 1</p> <p>3歳児 20 : 1</p> <p>4・5歳児 30 : 1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>園長の資格も必要と思う。</p> <p>地方自治体が条例化するにあたり、示されている具体的な方針において、【幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。】とあるので、園長にかんしては、幼稚園の基準にするのが良い。</p> <p>1・2歳児 5 : 1</p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級 : 180㎡、2学級 : 320㎡、3学級以上 : 1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室 : 1人につき1.65㎡、ほふく室 : 1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室 : 1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳 : 乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上 : 保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上 : 保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 <ul style="list-style-type: none"> 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・ 幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学级以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	
その他	<p>国が定める基準の「従うべき基準」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学級の編成、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数。 2 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの。 3 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇に確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの。 <p>上記の3に関する事項も条例化する必要があると考える。また「参酌すべき基準」についても、出来る限り条例化が望ましいと考える。</p>	<p>具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 2 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 3 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。 4 健康診断は少なくとも1年に2回行う。 幼保連携型認定子ども園において、1号認定子どもと2号認定子どもの定員を決め、どちらか一方に片寄らないようにすることが必須だと思う。 その定員を園に任せることなく、市で指針のようなものが必要と考える。

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>・園長等の資格は必要 国が検討している対応案に賛成</p> <p><u>子供の安全、安心</u></p> <p>・短時間勤務(非常勤)の職員の扱いは必要 国が検討している対応案に賛成</p> <p><u>保育、教育の質の確保</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上：保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>・園舎の面積は県の基準に合わせる。</p> <p><u>子供の安全、安心</u></p> <p>・乳児室及びほふく室面積は西宮市保育所基準に合わせる。</p> <p><u>保育の質の確保</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・ 幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営状況評価必要 県(幼稚園)の基準に合わせる。 <u>保育、教育の質の向上</u> ・ 研修等 国が検討している対応策に賛成 <u>保育、教育の質の確保</u> ・ 園児要録・出席簿必要 国が検討している対応策に賛成 <u>保育、教育の連携</u>
その他		

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3 : 1</p> <p>1・2歳児 6 : 1</p> <p>3歳児 20 : 1</p> <p>4・5歳児 30 : 1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上：保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学级以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<p>・園児に対する教育：<u>道徳教育の実施</u> <u>近隣では大阪市のある幼稚園(私立)をはじめ、全国的に徐々に広がっている。ただし、残念な事に公立ではその例が未だ無い。文教住宅都市として、いち早く取り組むべき事である。</u></p> <p>・保育の時間：<u>保護者の意見を最大限反映し、終業時間はその限りでは無い。</u> <u>保護者の勤務等の時間は関係無く、保育所の終業時間に合わせて子供を預けているのが現状である。「保育の向上」の視点からみると、その質の向上はもちろんであるが、保護者が安心して子供を預け、時間を気にせず存分に働く事の出来る環境を提供する事である。</u></p>
その他		<p><u>検討チーム等を構成し、十分な論議を期待する。</u> <u>幼保連携型、即ち「幼稚園と保育園の良いところを併せ持ったもの」として、すべての保護者が一番望んでいる事は、「我が子を安心して預ける事が出来、そして幼児教育をもしっかりと行なって預ける。」という事であると、容易に察する事が出来る。</u> <u>西宮市として条例に盛り込むべき事項を明記する為には、この度の各委員からの意見を大いに参考にして頂き、その上で例えば有識者・関係者・保護者・議員等で構成された検討チームを構成し、文教住宅都市西宮として、また「子育てするなら西宮」に相応しい条例の制定をお願いしたい。</u> <u>更にその基準に関しては、パブリックコメントなどで常に意見要望を募り、年次変更も辞さない強い姿勢で臨んで頂きたい。</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>共通利用時間については 少なくとも現行の県基準を確保し、3歳児は25人以下とすること。 <u>保育・教育の質、安全性を確保するため</u></p>
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>市の保育所基準を準用すべき 1・2歳児 5 : 1 4・5歳児 20 : 1</p> <p>*この際、保育所の基準も実態に合わせ 5 : 1と条例化すべき</p> <p><u>保育・教育の質、安全性を確保するため</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級 : 180㎡、2学級 : 320㎡、3学級以上 : 1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室 : 1人につき1.65㎡、ほふく室 : 1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室 : 1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳 : 乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上 : 保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上 : 保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>・少なくとも現行の県基準を下回らないこと。</p> <p>・乳児室については、市保育所基準に合わせ、1人につき3.3㎡とすること。</p> <p><u>保育・教育の質、安全性を確保するため</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	<p>・少なくとも現行の県基準を下回らないこと。</p> <p><u>保育・教育の質、安全性を確保するため</u></p>
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	<p>同 上</p>
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<p>同 上</p>
その他		<p><u>子どもの教育・保育に直接関わる現場関係者の声を反映させること。</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。(年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。)</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。)</p>	<p>良質な保育を提供するために、西宮市が先進的に実施している保育所職員配置基準を、認定こども園においても適応する。</p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室:1人につき1.65㎡、ほふく室:1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室:1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳:乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上:保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上:保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>子どもたちがのびのびとした園生活を送るために、西宮市が先進的に行っている園庭や保育室の基準を、認定こども園においても適応する。</p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で<u>可能</u>。</p>	<p>自園調理によって暖かい食事をとることができる子どもと、外部搬入によって冷えた食事をとる子どもがいるなど、格差があってはならない。 市として統一した「調理設備」の設置を具体的に示すべき。</p>
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	
その他	<p>民間幼稚園・保育園において、認定こども園への移行を目的に、「特例措置」として保育や施設の基準緩和することは避ける。『可能』『努める』といったあいまいととれる表現ではなく、認定こども園としての設置基準等を満たす期限を明確にしておくこと。子どもを安上がりで預かることを増やすことにはならない。 女性が働きやすい環境づくりの一環として、認定こども園も一役を担うと考える。市としては、認定こども園を活用し、保護者を対象にしたワーク・ライフ・バランスの講座やワークショップを定期的を開催するなどして、働きたいという母親の後押しをすることも必要。</p>	

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。（年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。）</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1</p> <p>1・2歳児 6：1</p> <p>3歳児 20：1</p> <p>4・5歳児 30：1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。（ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>	<p>1・2歳児の基準を5：1にする</p> <p><u>低年齢児の事故が多いため</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上：保育室、遊戯室は必置。</p> <p>ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>設備は、乳幼児が怪我をすることないよう安全を第一として、開設地域の実情に応じて遊戯室の面積に幅を持たせる。（1学級30人以下とした場合、幼稚園基準の面積通りの基準にするのか）</p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	<p>子育て相談業務の拠点としての役割を持たせる <u>子どもが園に通っていないなくても相談できるようにするとともに既存の施策と整合をとる</u></p>
その他	(職員の数等)	<p>子どもを安全に預けることができるということを第一としたうえで、相談業務を行うことにより必要となる職員の数を考慮する。</p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
学級編制	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行なうため、学級を編制する。（年度の初日前日に同年齢の園児で編制する。）</p> <p>1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	
職員の数等	<p>学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1</p> <p>1・2歳児 6：1</p> <p>3歳児 20：1</p> <p>4・5歳児 30：1</p> <p>副園長又は教頭を置くよう努めることとする。</p> <p>主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くよう努めることとする。</p> <p>調理員は必置とする。（ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>	<p>西宮市の基準に合わせる。</p> <p><u>西宮市の基準の方が実態に合っているから</u></p>
設備	<p>園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎の階数は2階建以下を原則とする。</p> <p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物又は準耐火建築物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・保育所基準 乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> <p>0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。</p> <p>2歳以上：保育室、遊戯室は必置。</p> <p> ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。</p> <p>3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能</p>	<p>地域の実情などを考慮する必要がある場合、また、園庭・遊び場を確保するため、3階建以上も可能。</p> <p><u>開放される空間をつくることは絶対に必要。</u></p>

項目	国の基準	市の条例に盛り込むべき事項及びその理由
設備	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積。 保育所基準(1人につき 3.3 m²) ・ 幼稚園基準 2学級以下：330+30×(学級数-1)m² 3学級以上：400+80×(学級数-3)m² <p>飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>	
給食	<p>原則として自園調理を行い、調理室の設置が必要。 満3歳以上の園児については、一定の要件の下、外部搬入可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供をする園児が20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>	
運営	<p>満3歳以上の園児の1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の園児の教育週数：39週を下回らない。 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。)は1日につき8時間を原則とする。 ただし、保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。 子育て支援事業については、地域におけるニーズに照らして実施が必要と認められるものを行なう。その際には、地域の人材や社会資源の活用を図るよう務める。</p>	
その他		

再生可能エネルギー・省エネルギーの推進について

再生可能エネルギー・省エネルギーの推進のための市民・事業者の参画と意識向上の取組み導入について

再生可能エネルギー・省エネルギーの推進のための市民・事業者の参画と意識向上の 取組み導入について

（木村委員長）

再生可能エネルギーの推進の取組みについては、太陽光発電や小水力発電、風力発電、バイオマス発電などが考えられますが、小水力発電や風力発電、バイオマス発電は西宮市においては設置が難しい。段差を利用した小水力発電については、水道局が検討を行ったが配水管に支障をきたすことや、市内に適した場所の確保が難しいと言われていました。

風力発電については平均風速 5m 以上必要と言われていますが、市内にはそれだけの風力を確保できる場所がありません。

また、バイオマス発電については木材燃焼による「熱利用発電」や下水汚泥、食品残渣などを利用した「ガス燃焼による発電」など考えられます。しかし、市内には多くの食品工場があり、西宮市で検討できるのは食品残渣の活用ですが、バイオマス発電ができるほどの食品残渣の確保は難しいと思います。

そのために西宮市においては太陽光発電の取組みを積極的に推進していくべきであり、以下の取組みを提案します。

- 市民や事業者の参画と協働という観点からは、現在実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金の更なる拡充
- 公共施設の民間事業者への屋根貸しによる太陽光発電設備の整備推進
- 市民共同発電所などの市民活動への支援
- 市民ファンドを活用した市有地での住民参加型太陽光発電事業の推進

省エネルギーの推進の取組みについては、行政や市内の事業所では積極的に省エネルギーの取組みが行われており、市は市民への省エネルギー活動への支援を重点的に行うべきです。

家庭部門での地球温暖化ガス排出削減の取組みはどの自治体においても取組まなければならない課題であり、そのために市民にどのように目覚めていただき、積極的な省エネ等の活動に繋げていくかが課題です。西宮市は EWC などの市民に対する環境啓発活動を 20 年近くも続けていますが、市民意識調査でもわかるように環境に対する市民意識は低いままです。

市民は省エネルギー活動の必要性については十分に感じていると思いますが、自分たちの活動がどのように評価されるのか、すなわち自分の活動の「見える化」がない限り、活動を始めることも続けることも難しいと思います。

そのために西宮市においては、以下の省エネルギーの取組みを積極的に推進していくべきだと考えます。

- 家庭でのエネルギー使用状況の「見える化」を体験してもらうための省エ

エネルギーグッズとして、分電盤やコンセントにつなぐだけで簡単に家電ごとの電力使用量や電気代、二酸化炭素排出量をリアルタイムに表示する省エネナビやエコメーターなどの貸出事業の推進

電気やガス、水道、ガソリンなどの家庭でのエネルギー使用量を把握し、環境にやさしい生活を実現するために普段の生活を見直すきっかけづくりとして、環境家計簿を市民に広めていく取組みの推進

岡崎市の「エコポイント制度」は西宮市が行っているエコカードやエコアクションカードによるエコポイント制度に比べて、景品が豪華なこともあって多世代の市民が興味をもって参加しやすい制度になっている。寄付等を集めて多額の費用も掛かっていない上に、市民の関心を引き出すことができる有効な取組みであり、西宮版「エコポイント制度」の導入

（竹尾副委員長）

1、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進について

*再生可能エネルギーの推進については、市として最も導入できる可能性の高い太陽光発電システム設置事業に積極的に取り組んでいくことだと思います。

課題は、気候条件により発電出力が左右されますが、導入コストも次第に下がってはいるものの、さらなる技術開発によるコストの低減も期待されているからです。

特に重視すべきことは、

住宅用太陽光発電システム設置補助事業を拡充すること。

太陽光発電推進マッチング事業の実施。

公的施設の新築・増改築時における太陽光発電設備の導入。

などです。

*省エネルギーの推進は管外視察でお伺いした“岡崎市エコポイント制度”がよいと考えます。

具体的に市民が受け入れ易く無理なく、楽しみながら意識を向上させることのできるからです。

岡崎市では、今まで環境に関心を持っていなかった方、あるいは関心を持っていても行動に結びつけることのできなかつた方に効果的な制度となったこと、また実施前に比較し、実施後の評価が高くなったことなどの効果が表れています。是非、西宮市としても取り組んでみる方向に検討してはどうかと考えます。

（かみたに委員）

再生可能エネルギーの推進の取組みについては、太陽光発電や小水力発電、風力発電、バイオマス発電などが考えられますが、小水力発電や風力発電、バイオマス発電は西宮市においては設置が難しい。段差を利用した小水力発電については、水道局が検討を行ったが配水管に支障をきたすことや、市内に適した場所の確保が難しいと言われていました。

風力発電については平均風速5m以上必要と言われてしていますが、市内にはそれだけの風力を確保できる場所がありません。

また、バイオマス発電については木材燃焼による「熱利用発電」や下水汚泥、食品残渣などを利用した「ガス燃焼による発電」など考えられます。しかし、市内には多くの食品工場があり、西宮市で検討できるのは食品残渣の活用ですが、バイオマス発電ができるほどの食品残渣の確保は難しいと思います。

そのために西宮市においては太陽光発電の取組みを積極的に推進していくべきであり、以下の取組みを提案します。

- 市民や事業者の参画と協働という観点からは、現在実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金の更なる拡充
- 公共施設の民間事業者への屋根貸しによる太陽光発電設備の整備推進
- 市民共同発電所などの市民活動への支援
- 市民ファンドを活用した市有地での住民参加型太陽光発電事業の推進

省エネルギーの推進の取組みについては、行政や市内の事業所では積極的に省エネルギーの取組みが行われており、市は市民への省エネルギー活動への支援を重点的に行うべきです。

家庭部門での地球温暖化ガス排出削減の取組みはどの自治体においても取組まなければならない課題であり、そのために市民にどのように目覚めていただき、積極的な省エネ等の活動に繋げていくかが課題です。西宮市はEWCなどの市民に対する環境啓発活動を20年近くも続けていますが、市民意識調査でもわかるように環境に対する市民意識は低いまです。

市民は省エネルギー活動の必要性については十分に感じていると思いますが、自分たちの活動がどのように評価されるのか、すなわち自分の活動の「見える化」がない限り、活動を始めることも続けることも難しいと思います。

そのために西宮市においては、以下の省エネルギーの取組みを積極的に推進していくべきだと考えます。

- 家庭でのエネルギー使用状況の「見える化」を体験してもらうための省エネルギーグッズとして、分電盤やコンセントにつなぐだけで簡単に家電ごとの電力使用量や電気代、二酸化炭素排出量をリアルタイムに表示する省エネナビやエコメーターなどの貸出事業の推進

電気やガス、水道、ガソリンなどの家庭でのエネルギー使用量を把握し、環境にやさしい生活を実現するために普段の生活を見直すきっかけづくりとして、環境家計簿を市民に広めていく取組みの推進

岡崎市の「エコポイント制度」は西宮市が行っているエコカードやエコアクションカードによるエコポイント制度に比べて、景品が豪華なこともあって多世代の市民が興味をもって参加しやすい制度になっている。寄付等を集めて多額の費用も掛かっていない上に、市民の関心を引き出すことができる有効な取組みであり、西宮版「エコポイント制度」の導入

（河崎委員）

「平成 26 年度のエネルギー施策の重点事業」に加えて、岡崎市のエコポイント制度を参考に西宮版エコポイント制度を予算化、実施することを提案します。

エコポイント制度の実施に当たり、全市的に取り組むために、教育委員会に協力を求め、小中学校の子どもやPTAに環境学習のひとつとして、制度を説明し参加を促す。

また、ポイントによる抽選商品は、商市連や市内企業に提供を求める。

年に1～2回、公開抽選会を兼ねた、啓発イベントを実施し、省エネのモチベーションを高める。

（岸委員）

再生可能エネルギーに関しては、太陽光発電補助事業を継続することが大事です。戸建て住宅のみではなく集合住宅や企業にも予算的に無理のない程度の拡充を要望します。

省エネに関しては、新しいエコポイント制度を導入しては如何でしょう。EWCエコカードは小学生や中学生以上の個人を対象としていますが、家族で一枚のエコカードを所有し、子どもがエコ活動に参加してもポイントになるし、エコ商品を購入したり、買い物でマイバックを持参してもポイントになります。更に前年より電力使用量が節電していてもポイントが貯まる。一年間のポイントを地域通貨と交換して市内の商店街で利用可能とする。そんなエコポイント制度は如何でしょう。是非考えてみてください。

（坂上委員）

「省エネ」の必要性は、時代の趨勢で周知されている。しかし、実際にその対策を行なっているか否かは、周知されている割合から鑑みると、かなり低いように思われる。

これは、省資源化や地球温暖化の防止に、節電・節約が実際にどの様につながっていくのか。という事が、なかなか「目に見えない」からであり、何をすればいくら節約になるか。が解り難いからである。

そこで本市としては、他の自治体ではすでに行っているところもあるが、仮称；省エネ支援センターを設置し、「無料省エネ診断」を先ず実施し、その効果等について認識して頂く事である。

その他、「無料節電診断」や「無料講師派遣」を実施し、例えば地球環境とエネルギー

の関係やエネルギー消費の現状、省エネ・節電の進め方・具体的方策、事例紹介等の講演会の開催する事によって、「省エネ・節電をしたいがどうすればよいかわからない」、「すでに取組んではいるが、専門家の意見を聞きたい」、「電気代やガス代などエネルギーコストを削減したい」等、様々な疑問、要望に応える事をまず出発点とする事である。

（野口委員）

- ・再生可能エネルギーの導入については計画の中で明確な目標値を掲げている。この目標を実現するために、随時、進捗状況を市民に広報し、目標自体が市民のものになるようにすること。
- ・このたびの県での住民参加型太陽光発電事業（あわじ環境未来島債）や、民間レベルでの取り組みも随時市民に広報し、太陽光発電の普及に市民の参加を促すこと。
- ・屋根貸しなども含むさまざまな形態での市民共同発電を支援する。
- ・市民の地道な省エネ活動を、紹介し交流できるようなしくみ（エココンテスト？）を。
- ・省エネ活動にプラスとなる商品などの紹介、普及を行う。

（長谷川委員）

岡山市の NPO「おかやまエネルギーの未来を考える会（エネミラ）」は、太陽光発電機や温水器を補助金や寄付等で購入し、市立保育所や図書館の屋根に設置する運動を続けている。

発電力は設置施設が無料で使用し、売電益は岡山市の収入とし、その同額を、補助金ではなく『交付金』としてエネミラが受け、活動費に充てている。

「西宮市再生可能エネルギー」は市民協働で進めていく方針であるとのこと。エネミラのような事業を進めてくれる団体を市民協働参画事業として公募。

資金としては、市民向け公募債。鶴岡市加茂水族館の「クラゲドリーム債」など、公募債が「広告」となるような仕掛けづくりをする。

尚、2013年4月に販売された「クラゲドリーム債」3億円は、発売後20分で完売している。今年2月に販売された第2回は、発行額が6億円に対し、4,030人と34法人から35億円分の応募が寄せられた。6億円を超えたため、抽選となった。利率は、第1回が0.266%、第2回は年0.47%。

「市内の高校や大学との協働で持続可能な地域づくり」

例えば、旧船坂小学校を拠点に、船坂地域の豊かな自然と共に生きるプロジェクト。船坂小学校は1873年（明治6年）善照寺本堂を仮校舎に誕生している。山間の小さな学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域住民の活力の中心でもあった。自然と共に、脈々と歴史を育んできた船坂で、持続可能な地域づくりを計画してはどうだろうか。

（町田委員）

再生可能エネルギー・省エネルギーの推進のために

1．再生可能エネルギー

（1）市民共同発電所の推進

市有地や民間が持つ土地で遊休地や未利用地になっているものを利用して、太陽光パネルを設置しソーラー発電を行っていく。

遊休地や未利用地の抽出にあたっては、市がイニシアチブをとって公募や耕作放棄地などを管轄する部署と調整を行い、事業として成り立つようにしていく。

公募にあたっては、発電規模、事業として必要な面積、費用の目安、補助金などについても明確にしておく。

2．省エネルギー

（1）節電目安表の配布

こうすれば、これだけの節電ができ、電気代に換算すればこれだけ安くなるというものを表で示し、各家庭に配布する。

配布する表については、マグネット式にして、冷蔵庫に張り付けられるような工夫をする。配布にあたっては、ゴミにならないよう関心を持っていただけるよう自治会等を通して段階的に実施していく。

（2）エコポイント制度の試行実施

エコポイント制の実施にあたっては、先進市の取り組みを参考にしながら、西宮市として取り組みが可能な方法を関係機関や協賛してもらえる企業などと調整し試行実施を行う。

（やの委員）

西宮市も現在いろいろ取り組んでいると思いますが、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進のためには、シンボルとなるような宣伝になる何か1つを作ってはどうか。

現在あるならばそれでもよいが、それを支流に今までやってきている西宮市の環境教育・エココミュニティも結びつけて、ここから市民・事業者の意識向上に向けられたらと思います。

そして10年後には、再生可能エネルギー・省エネルギー推進の町宣言でもできればなと思います。

それと低コストで最大効果を得られる研究も必要です。

昔は涼をとるために家の前の道路に水路の水をまいたりしたのですが、それと同じように涼しくするために自然の水を利用できないか。

人間の錯覚によって暖かく感じたり寒く感じたり、また、広く感じたり狭く感じたりすることもありますので、この錯覚の研究も省エネルギーに役立つかもしれません。